

2019年11月13日

会員各位

## 重大製品事故の報告について

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会  
サーバー委員会 技術部会

拝啓、平素より当協会の活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

各事業者様における製品の安全対策の成果もあり、年々、重大製品事故の発生が減少しつつありますが、万一、重大製品事故が発生した際には、管轄する行政へ報告するとともに、当協会にもご報告くださいますよう、あらためてお願い申し上げます。

製品の安全性を確保するためには、事故に関する情報を協会内で共有し、再発防止に向けた取り組みが不可欠となりますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■事故報告の対象となる製品

- ・ウォーターサーバー（例 故障による火傷事故、火災事故など）
- ・水ボトル（例 破損による落下事故など）
- ・その他消費生活用製品となる製品

#### ■重大製品事故の報告先

消費者庁 消費者安全課 [g.seihinanzen@caa.go.jp](mailto:g.seihinanzen@caa.go.jp)  
JDSA 事務局 [jimukyoku@jdsa-net.org](mailto:jimukyoku@jdsa-net.org)

#### ■重大製品事故制度の説明に関する参照先

（消費生活用製品安全法（重大製品事故情報報告・公表制度）の事業者用ハンドブック）\*

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/guideline/download.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/download.html)

（消費生活用製品安全法における OEM 生産品・PB 品の取扱いに関するガイドライン）

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07\\_shouan\\_guideline\\_3.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_3.pdf)

（消費生活用製品のリコールハンドブック 2019）

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_handbook2019\\_all.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2019_all.pdf)

\*JDSA ホームページ掲載のウォーターサーバーガイドライン（4.6 ウォーターサーバーの製品事故対応）にも報告に関する記述がございますのでご参照ください。

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会  
Japan Delivery Water & Server Association